

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
第 12 回理事会議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 評議員会への提案について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条及び当財団定款第 21 条の規定に基づき、以下の通り評議員会に提案し、当財団の評議員全員の同意を求めること。

【評議員会への提案内容】

新たな理事の選任について

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

尾縣 貢

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

令和 6 年 5 月 17 日（金）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事

尾縣 貢

令和 6 年 5 月 14 日、会長 尾縣貢 が理事及び監事の全員に対して、書面により理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和 6 年 5 月 17 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条及び当財団定款第 37 条の規定に基づく決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和 6 年 5 月 20 日

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団